

## 資料 1

### 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画の設置規定

- 1 南房総市地域福祉計画策定委員会規則（南房総市） . . . 1～2
- 2 南房総市地域福祉活動計画策定委員会設置規程（南房総市社会福祉協議会）  
. . . 3～4

## 南房総市規則第39号

### 南房総市地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例(平成26年南房総市条例第1号)に基づき設置された南房総市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、南房総市地域福祉計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 南房総市社協規程第4号

### 南房総市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、南房総市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、南房総市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、南房総市地域福祉活動計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。